

リサイクリングの会計的意味

丸岡 恵梨子

目 次

はじめに

I 日本における OCI 項目とリサイクリング

1. 包括利益導入の背景
2. 日本における会計基準等の検討
3. OCI 項目とリサイクリング

II IFRS における OCI 項目とリサイクリング

1. 包括利益一本化から包括利益及び純利益表示への移行
2. 概念フレームワークと IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の特徴
3. OCI 項目とリサイクリングの可否

III リサイクリングをめぐる動向

1. IASB における公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」の検討
2. 日本における修正国際基準（JMIS）の検討

おわりに

はじめに

本稿の課題は、日本と国際財務報告基準（国際会計基準を含む。以下、IFRS とする。）におけるその他の包括利益（以下、OCI とする。）項目とリサイクリングについて検討を行うことにある。この課題を通じて、リサイクリングのもつ会計的意味を明らかにすることが目的である。

リサイクリングは、当期または過去の期間において OCI として計上されていたものを、利益の実現等を理由に、純利益へ組み替える会計処理で

ある。日本基準では、すべての OCI 項目にリサイクリングが行われるのに対して、IFRS では、すべての OCI 項目にリサイクリングが行われるわけではない。日本では、IFRS におけるノンリサイクリング処理が我が国の会計における基本的な考え方とは異なるとして、2015年6月に「企業会計基準委員会による修正会計基準第2号 その他の包括利益」を公表している。

リサイクリングをめぐる問題は、利益の見方と密接に関係している。そのため、利益の見方が異なれば、リサイクリングを行うかどうかの判断基準も異なってくる。そこで、リサイクリングがもつ会計的意味を明らかにする必要がある。

I では、日本における OCI 項目とリサイクリングについて検討を行い、日本においてすべての OCI 項目がリサイクリングされる理由を明らかにする。II では、IFRS における OCI 項目とリサイクリングについて検討を行い、なぜ IFRS ではノンリサイクリング処理が行われるのかを明らかにする。I と II を踏まえたうえで、III において、現在、日本基準及び IFRS において、取り組まれているリサイクリングをめぐる動向を概観する。

I 日本における OCI 項目とリサイクリング

1. 包括利益導入の背景

日本では、商法に基づいて、財産法により純利益計算が行われていたが、投資者保護の思考の台頭により、損益法に基づく純利益計算へと移行した。1949年には、経済安定本部・企業会計制度対策調査会（金融庁・企業会計審議会の前身）が損益法に基づく計算体系をもつ「企業会計原則」を公表した。日本の制度会計において、収益及び費用の認識は、まず発生主義により認識が行われ、収益に関しては、さらに実現主義によりその認識を行う。そして、収益と費用の差額により、純利益の算定が行われるので

ある。この純利益が収益費用観に基づく利益となる。

証券・金融商品のグローバル化に伴い、1999年に企業会計審議会から企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下、基準第10号とする。）が公表された。基準第10号によれば、「金融資産の多様化、価格変動リスクの増大、取引の国際化等の状況下で、投資者が自己責任に基づいて投資判断を行うために、金融資産の時価評価を導入して企業の財務活動の実態を適切に財務諸表に反映させ、投資者に対して的確な財務情報を提供することが必要である」（64項(1)）とした。「企業会計原則」において、資産の評価は原価主義を採用していたため、「企業会計原則」と会計基準との間に相違が生ずることとなった。さらに、基準第10号では、「資産の評価基準については『企業会計原則』に定めがあるが、金融商品に関しては、本会計基準が優先して適用される」（1項）としたのである。「一般に公正妥当であると認められる」ものであった「企業会計原則」よりも、個々の会計基準が優先されることになったのである。これは、「企業会計原則」が1982年以降、改訂が行われていないため、「企業会計原則」では対応しきれない会計事象が生じてきたことを意味する。

包括利益は、「損益計算書を經由することなく直接に資本の部に記載される項目の増大に対処するため、とりわけ金融商品の時価評価の問題と密接な関連をもって導入されたという経緯がある」¹⁾と指摘される。金融資産の多様化、価格変動リスクの増大等により、時価評価が導入され、その評価差額が直接、資本の部に計上されるようになった。資本の部に直接計上される項目の増加は、損益計算書上の当期純利益と、資本取引を除外した純資産の増加とが一致しないという問題を引き起こし、このことがOCIという概念を生み出したといわれる²⁾。

1) 赤城（2007）85頁。

2) 武田（2004）19頁。

一方、2010年6月に公表された企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」(以下、基準第25号とする。)では、包括利益導入の経緯について、次のように述べている。「これまで我が国の会計基準では、包括利益の表示を定めていなかった。国際的な会計基準において『その他の包括利益』とされている項目の貸借対照表残高は、純資産の部の中の株主資本以外の項目として、『評価・換算差額等』に表示され、それらの当期変動額は株主資本等変動計算書に表示されるが、その当期変動額と当期純利益との合計額を表示する定めはなかった」(18項)という。IFRS及びアメリカの会計基準では、1997年に包括利益の表示が定められており、このような国際的な会計基準の動きに対応するため、我が国でも、当期純利益の表示の維持を前提とした上で、包括利益の表示を検討し、基準第25号の公表に至ったとされている(19項及び20項)。

金融資産の時価評価導入により、資本直入項目が増大したこと、IFRS及びアメリカの会計基準ではすでに包括利益の表示が行われていたため、国際的な動向も鑑みて、日本においても包括利益の表示が導入されることとなった。

2. 日本における会計基準等の検討

2006年に企業会計基準委員会は、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」を公表した。討議資料では、財務諸表の構成要素として、資産・負債・純資産・包括利益・純利益・収益・費用の定義を行っている。討議資料によれば、資産とは「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源」(第3章4項)であり、負債とは「過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物」(第3章5項)としている。この資産・負債の定義に用いられている経済的資源とは、キャッシュの獲得に貢

献する便益の源泉を意味する。実物財に限らず、金融資産及びそれらとの同等物を含むものであり、将来の便益が得られると期待できるのであれば、繰延費用といわれてきたものでも、資産の定義には必ずしも反するものではないという（第3章脚注(3)）。討議資料では純資産を「資産と負債の差額」（第3章6項）としている。これを踏まえて包括利益を「特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引によらない部分」（第3章8項）としている。

一方、討議資料では純利益を「特定期間の期末までに生じた純資産の変動額のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分」（第3章9項）と定義している。OCIは、当期の包括利益のうち投資のリスクから解放されていない部分と過年度に計上された包括利益のうち期中に投資のリスクから解放された部分の処理に伴う調整項目を合わせたもの（第3章12項及び脚注(11)）であるという。そして、過年度に計上された包括利益のうち期中に投資のリスクから解放された部分を加えることをリサイクリングということもある（第3章12項及び脚注(10)）という。収益及び費用は、純利益または少数株主損益を増減させる項目であり、特定期間の期末までに生じた資産及び負債の増減に見合う額のうち投資のリスクから解放された部分であるという（第3章13項及び15項）。討議資料における収益及び費用の定義には、OCIは含まれていない。日本では、まず収益と費用を決定し、収益と費用に入らなかったものがOCIとなる。そのため、OCIは、包括利益と純利益の差額として算出されることになる³⁾。討議資料は、資産と負債を定義づけた上で、純資産と包括利益の概念を導き出している一方で、「純利益を投資の成果であ

3) 「日本は、OCIを貸借対照表と損益計算書との連結環として意義を見いだしているにすぎない」と指摘される。（向（2014）90頁。）

る業績として重視」⁴⁾している。

2010年6月に公表された企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」では、包括利益とOCIの定義を行っている。基準第25号によれば、包括利益とは「ある企業の特定期間の財務諸表において認識された純資産の変動額のうち、当該企業の純資産に対する持分所有者との直接的な取引によらない部分」(4項)であるという。OCIは「個別財務諸表においては包括利益と当期純利益との間の差額」(5項)であり、「連結財務諸表においては包括利益と少数株主損益調整前当期純利益との間の差額、親会社株主に係る部分と少数株主に係る部分を含む」(5項)という。基準第25号における包括利益の定義は、討議資料による定義を踏襲している。

現在のところ日本基準における包括利益の導入は連結財務諸表のみであり、個別財務諸表への適用を見送っている。この見送りの理由として、「包括利益は組替調整(リサイクリング)や利益概念と密接に関係するものであり、IFRSでは当期純利益の内容が変質してきている可能性があるもので、これらの点を整理することなく、個別財務諸表で包括利益を表示することは時期尚早である」(39-2項)とされている。日本基準において、包括利益を表示することは純利益の重要性を低めることを意図するものではないのである(22項)。

3. OCI項目とリサイクリング

日本基準では、その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益・為替換算調整勘定・退職給付に係る調整額等がOCI項目となっている。日本におけるOCI項目と組替調整額を示すと表1のようになる。

表1より、OCIの発生要因は、価格変動、株価変動、為替相場変動、

4) 北村(2007)9頁。

表1 日本基準におけるその他の包括利益項目と組替調整額（基準31項）

その他の包括利益項目	組替調整額
その他有価証券 評価差額金	当期に計上された売却損益及び減損等，当期純利益 に含められた金額による。
繰延ヘッジ損益	ヘッジ対象に係る損益が認識されたこと等に伴って 当期純利益に含められた金額による。また，ヘッジ 対象とされた予定取引で購入した資産の取得価額に 加減された金額は，組替調整額に準じて開示するこ とが適当と考えられる。なお，為替予約の振当処理 は，実務に対する配慮から認められてきた特例的な 処理であることを勘案し，組替調整額及びこれに準 じた開示は必要ないと考えられる。
為替換算調整勘定	子会社に対する持分の減少（全部売却及び清算を含 む。）に伴って取り崩されて当期純利益に含められ た金額による。
退職給付に係る調整額	企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」 による。

出所：筆者作成。

金利変動等であり，事業活動の遂行上，経営者がコントロールできない外
部的経済事象から生じる純資産の変動であるため，OCIは，不確定要因・
見積要因・変動要因の強い外部的経済事象から生じている点に特徴がある
と指摘される⁵⁾。

前節より，日本基準では，収益及び費用の定義にOCIは含まれていな
いため，収益及び費用に入らなかったものがOCIとなる。また，包括利
益と純利益に独立した定義が与えられているため，OCIは包括利益と純
利益の差額（包括利益－純利益＝OCI）として求められる。そして，収益費
用観における純利益を測定・表示するために，OCI項目は，すべてリサ

5) 菊谷（2013）69頁。

イクリングされることになるのである。期間損益として純利益を表示するのであれば、収益及び費用は必ず一度、純利益に含められる必要がある。

OCIと純利益について石川（2013）によれば、「①財務的・経済的実態の適正開示（主役）→②OCI（仮置き場、脇役）→③リサイクリング→④純利益というプロセス」⁶⁾であるとし、「①何らかの未確定事項（評価差額など）→②OCI（テンポラリー項目）→③確定時にリサイクリング→④純利益」⁷⁾であると示している。そして、「重要な点は、OCIはあくまで純利益の見地に立っているということであり、包括利益の見地からすれば、そこでは本来的に純利益とその他の包括利益との区別はない」⁸⁾という。つまり、「リサイクリング問題の基礎に何があるかは、何が利益かという利益の考え方と密接に関わる。それだけに重要な論点である」⁹⁾と指摘している。

日本では、金融資産の時価評価の導入により、その評価差額等が損益計算書を経由せずに純資産の部に直接計上されることになった。この純資産の部に直接計上されていた評価差額等が、包括利益の表示の導入により、OCI項目となった。包括利益の表示が導入されても、包括利益と純利益にそれぞれ独立の地位を与えることで、引き続き、純利益計算も行うことを維持した。収益費用観に基づく純利益は、実現概念に裏付けられた利益である。利益として包括利益のみを算定するのであれば、OCIを純利益に組替える必要がないため、リサイクリングをする必要がない。しかし、利益として純利益の算定を行うのであれば、未確定事項であるOCIが確定（実現等により）した時に、リサイクリングを行う必要があるのでは

6) 石川（2013）12頁。

7) 同上。

8) 同上，6頁。

9) 同上，15頁。

る¹⁰⁾。すなわち、貸借対照表上では時価評価が行われていても、利益計算の観点からは、これまでの伝統的な実現利益が守られることになる¹¹⁾。

II IFRS における OCI 項目とリサイクリング

1. 包括利益一本化から包括利益及び純利益表示への移行

1973年に国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee, IASC）が設立され、国際会計基準（International Accounting Standards, IAS）が作成されることになる。IASC は、その後、2001年に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board, IASB）へと改組し、国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards, IFRS）の作成を行っていく。

1990年代に IASB の前身である IASC は、イギリス、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、アメリカの会計基準設定機関と協力して G4 +1 を結成した。G4 +1 は、1998年に報告書「財務業績の報告：現在の展望と将来の方向性（Reporting Financial Performance: Current Practice and Future Developments）」を、翌年の1999年に報告書「財務業績の報告：提案されたアプローチ（Reporting Financial Performance: A Proposed Approach）」（以下、G4 +1（1999）とする。）を公表した。G4 +1（1999）では、純利益を廃止しボトムラインの利益を包括利益とする業績報告モデルを展開し、リサイクリングの禁止を主張した。リサイクリングを禁止する理由として、G4 +1（1999）では、以下の理由を挙げている。

10) 「『確定』とは、その他有価証券では売却、退職給付会計では（平均残存勤務期間における）年度ごとの従業員の勤務労働の確定（労働対価の発生）、繰延ヘッジ会計ではヘッジ効果の確定である。なお、為替換算調整では在外子会社の売却（一部売却も含む）・清算である」としている。（石川（2013）12頁。）

11) 万代（2004）51頁。

第一に多くの金融エクスポージャーが存在する状況において、ある項目の実現は、限定的な価値を有する情報しか提供しない。実現利得は未実現利益と同様の経済的事象を反映するため、実現は単に利得の確実性を示しているに過ぎない (par. 4.12)。第二に、ある項目が不確定の測定値から確定した測定値になっても、その項目の性質は変わらない (par. 4.14)。第三に、ある項目を遅延認識することは、項目の性質ではなく、その項目のボラティリティと規模の組合せに対する関心から生じるものである。ある項目がボラティリティを有しているのであれば、財務業績計算書上において隠すべきではないとしている (par. 4.15)。

上述が意味することは、「発達した市場環境のもとでは、実現利得と未実現利得の間に経済的実質としての相違は存在せず、実現はたんに利得の確実性を表現するにすぎないので、実現基準に基づく認識の遅延は正当性をもたない¹²⁾」ということである。つまり、「未実現から実現に移行しても、項目の業績要素としての性質（例えば営業損益か金融損益か）は変わらないということ。業績報告書においては、項目の業績要素としての性質を適正に表示することが重要なのであって、測定の確実性の程度は考慮する必要がない¹³⁾」ということである。このことは、実現に裏づけられた純利益を廃止し、貸借対照表に重きを置き経済的実態を表すことを主眼とする資産負債観に基づく包括利益こそが、ボトムラインの利益とする主張の表れである。

IASB は、2001年にイギリスの会計基準審議会 (Accounting Standards Board, ASB) と業績報告プロジェクトを開始した。イギリスにおいても、リサイクリングの禁止が主張されていた。しかし、包括利益の構成要素を重視する ASB と利益合計を重視する IASB との間で見解の相違が生じ、

12) 藤井 (2006) 15頁。

13) 同上, 16頁。

プロジェクトに進展が見られなくなった¹⁴⁾。その後、IASBは、ASBと取り組んでいた業績報告プロジェクトを解消し、2004年よりFASBとともに財務諸表の表示プロジェクト（Financial Statement Presentation Project）を開始する。このプロジェクトは業績表示について、アメリカ基準とIFRSの違いを減らすことにが目標とされた。

一連の業績報告プロジェクトでは、包括利益と純利益とではどちらが投資意思決定に有用であるかが不明確であること、業績報告とは何かという捉え方が難しい等の理由により、業績とは何かという議論は扱われなくなった。しかし、このプロジェクトの過程において、IASBは、包括利益一本化の方針から、包括利益算定の過程で純利益の算定も行うことになる。その理由は、国際的な広がりをもって支持されている純利益重視の会計慣行に配慮した結果であると指摘されている¹⁵⁾。

IASBでは、利益は包括利益のみという包括利益一本化の根強い思考がある。IASBは包括利益を追求しているのであって、純利益は追求していないのである。しかし、アメリカ基準との違いを埋めることや従来からの純利益重視の会計慣行に配慮した結果、IASBでは、包括利益算定の過程で純利益の算定も行うことになったのである。

2. 概念フレームワークとIAS第1号「財務諸表の表示」の特徴

IASBの概念フレームワークによれば、「一般目的財務報告の目的は、現在及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者が企業への資源の提供に関する意思決定を行う際に有用な、報告企業についての財務情報を提供することである」（OB2）という。概念フレームワークは、資産、負債及び持分を財政状態の測定に直接に関係する構成要素（par. 4.4）とした上で、資

14) 河合（2010）19頁。

15) 藤井（2006）30頁。

産・負債・持分の定義を行っている。概念フレームワークによれば、資産とは、「過去の事象の結果として企業によって支配され、かつ、将来の経済的便益がその企業に流入すると期待される資源」(par. 4.4)である。負債とは「過去の事象から生じた企業の現在の債務で、その決済により、経済的便益を有する資源がその企業から流出することが予想されるもの」(par. 4.4)である。持分とは「企業の負債の全てを控除した後の資産に対する残余持分」(par. 4.4)であるという。つまり、資産及び負債は経済的便益に基づいて定義され、持分は資産から負債を控除したものである。

一方、概念フレームワークは、収益及び費用を利益の測定に直接に関係する構成要素(par. 4.24)としたうえで、収益及び費用の定義を行っている。概念フレームワークによれば、収益とは、「当該会計期間中の資産の流入若しくは増価または負債の減少の形をとる経済的便益の増加であり、持分参加者からの出資に関連するもの以外の持分の増加を生じさせるものをいう」(par. 4.25)としている。費用は、「当該会計期間中の資産の流出若しくは減価または負債の発生形をとる経済的便益の減少であり、持分参加者への分配に関連するもの以外の持分の減少を生じさせるものをいう」(par. 4.25)としている。

IASBでは、資産及び負債は、経済的便益の観点から定義されており、収益及び費用は、資産と負債の増減と関わらせて定義している。このことから、IASBにおいて、資産負債観に依拠しているという記述はないものの、IASBにおける概念フレームワークは、資産負債観に依拠しているといえる。

IASBにおいて、包括利益・純利益・OCIは、財務諸表の構成要素として、概念フレームワークでは定義づけされていない。包括利益・純利益・OCIの定義は、概念フレームワークではなく、IAS第1号において、その定義づけが行われている。

IAS 第1号「財務諸表の表示」では、包括利益合計 (total comprehensive income)、純損益、OCI、組替調整額の諸概念を示している。IAS 第1号によれば、包括利益合計とは「ある期間に、取引または他の事象から生じる持分の変動（所有者として資格ある所有者との取引を除く）」(par. 7) であり、「純損益及びその他の包括利益のすべての構成要素を含む」(par. 7) ものである。純損益は「収益から費用を差し引いた合計額（その他の包括利益の構成要素を除く）」(par. 7) であり、「純損益を示すために『純利益 (net income)』という用語を用いることが可能」(par. 8) としている。OCIとは、「他のIFRSによって要求または許容されることにより純損益に認識されない収益及び費用（組替調整額を含む）の項目」(par. 7) である。OCIを純利益に組替える会計処理である組替調整によってもたらされる組替調整額については、「当期または過去の期間において、その他の包括利益として認識され、当期において純利益に組替えられた金額」(par. 7) と定義している。

概念フレームワークにおける定義より、IFRSでは、資産・負債の観点から収益及び費用が定義されているため、収益及び費用はOCIを含む概念となっている。よってIASBでは、収益から費用を引いたものが包括利益（収益－費用＝包括利益）であり、ボトムラインの利益となっている。一方、純利益は、包括利益からOCIを引いたもの（収益－費用－OCI＝純利益）として計算されることになる。なぜなら、OCIは、純利益に認識されない収益・費用項目であるからである。このことからIFRSでは、OCIが純利益を決定する要素となっていると指摘される¹⁶⁾。IFRSでは、OCIを確定しないと純利益が確定しない仕組みとなっているのである¹⁷⁾。

IASBでは、包括利益・純利益・OCIを財務諸表の構成要素として、概

16) 山田 (2014a) 154頁。

17) 秋葉 (2013) 394頁。

念フレームワークでは定義づけを行っていない。また、IAS 第1号における定義も、純利益については、計算式を示しているにすぎず、その意味内容は示されていない。

3. OCI項目とリサイクリングの可否

日本の会計基準では、すべてのOCI項目にリサイクリングが行われるのに対して、IASBでは、すべてのOCI項にリサイクリングが行われるわけではない。また、IFRSには、OCI項目とリサイクリングをめぐる会計処理に関して明確な枠組みが存在していない。つまり、どのような項目をOCI項目とし、どのような場合に、リサイクリングを行うか否かの枠組みがないのである。そのため、IASBでは、純利益を測定・表示する必要があるとしながらも、包括利益算定の過程で求められる純利益が、一体、何を意味しているのか曖昧となっている。IFRSにおけるOCI項目のリサイクリングの可否とリサイクリングを行わない理由を示すと表2及び表3のようになる。

表3より、IFRSにおいてリサイクリングを行わない理由は、個々の基準に拠っている。そのため、リサイクリングを行うか否かの明確な指針が存在しない。また、IFRSでは、リサイクリングを行わないOCI項目の方が多い。なぜなら、IASBは、資産負債観に立脚しているため、ボトムラインに利益は包括利益であるからである。前節より、利益として包括利益を算定するならば、そもそもOCI項目をリサイクリングする必要はなかった。ボトムラインの利益が包括利益であるならば、一度、包括利益として認識されたOCI項目は、再び純利益に認識される必要はないのである。よって、日本基準のように、利益の実現がリサイクリングを行う根拠にもならないのである。そのため、IFRSでは、OCI項目とリサイクリングをめぐる会計処理について明確な枠組みが存在しないと考えられる。

表2 現行のIFRSにおけるOCI項目とリサイクリングの可否

リサイクリングを行う項目	リサイクリングを行わない項目
<ul style="list-style-type: none"> ・ IAS 第21号在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替差額 ・ IFRS 第9号キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段に係る利得及び損失 ・ IFRS 第9号オプション契約に含まれる時間価値 ・ IFRS 第9号先物契約に含まれる先物要素及び金融商品の外国通貨ベーク・スプレッドの価値の変動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IAS 第16号及びIAS 第38号再評価剰余金の変動 ・ IAS 第19号確定給付制度の再測定 ・ IFRS 第9号OCIを通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資による利得及び損失 ・ IFRS 第9号当期純利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定の負債について、当該負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の金額 ・ IFRS 第9号の5.7.5項に従ってOCIを通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資をヘッジするヘッジ手段に係る利得及び損失（ヘッジの非有効部分を含む）

出所：山田（2014b）を参考に筆者作成。

前節で検討したように、IASBにおいて、包括利益一本化への根強い思考がありながらも、純利益の算定も行うことにしたのは、妥協によるものであるといえる。しかし、包括利益算定の過程で純利益の算定も行うのであれば、すべてのOCI項目にリサイクリングを行うべきである。包括利益算定の過程で、中間区分として純利益を測定・表示しようとしているところにリサイクリングの意味がある。ただし、ここでいう純利益とは、資産負債観に基づく包括利益という枠組みの中において求められる純利益である。そのため、従来の収益費用観に基づく純利益とは異質なものであることに留意が必要である¹⁸⁾。

18) 拠って立つ利益観の違いから、収益や費用の項目に違いが生じるからである。その違いをもたらす項目として、例えば、繰延資産と会計上の引当金項目が挙げられる。

表3 現行のIFRSにおけるOCI項目とリサイクリングを行わない理由

〈IAS第16号及びIAS第38号再評価剰余金の変動〉

- ・再評価による資産の帳簿価額の変動損益を当期純利益に含めしまうと、配当などで社外流出することが可能になり、実体資本の維持ができなくなるため、当該変動損益をOCIを経由して再評価剰余金として認識している（山田（2014）166項）。

〈IAS第19号確定給付制度の再測定〉

- ・IFRSでは、当期純利益への振替に関する一貫した方針はなく、この問題を2011年に行ったIAS第19号の修正で扱うのは時期尚早である。
- ・このような振替の時期及び金額を決定するための適切な基礎を識別するのは困難である（BC 99）。

〈IFRS第9号OCIを通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資による利得及び損失〉

- ・日本の持合株式に配慮したもの
- ・持合株式の場合、投資先との営業上の良好な関係の構築など純粋な投資に対するリターン以外の要因がその保有目的とされる。こうした投資に対する利得及び損失の認識は一度だけとすべきで、OCIに利得または損失を認識した後に、純利益に組替えることは不適切であるとしている（IFRS9 BC 5.25）。

〈IFRS第9号当期純利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された特定の負債の信用リスクの変動に起因する公正価値の変動の金額〉

- ・売買目的で金融負債を保有している場合以外には、自分自身の信用リスクの変動を実現させることはできないからである（BC 5.35）。

〈IFRS第9号OCIを通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資をヘッジするヘッジ手段に係る利得及び損失の有効部分〉

- ・IASBは、このような投資をヘッジするという企業のリスク管理方針（ヘッジの非有効部分もOCIで認識することを含む）を反映することのメリットと、非有効部分に関する一般原則に対する例外を設けることのデメリットを勘案したうえで、前者が後者を上回ると判断してこの例外の導入を決定した（BC 6.114及びBC 6.115）。

出所：山田（2014a）（2014b）を参考に筆者作成。

Ⅲ リサイクルリングをめぐる動向

1. IASB における公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」の検討

2004年にIASBは、FASBと共同で概念フレームワークの改訂作業を行うことを決定した。2010年に、共同プロジェクトの結果として、IASBとFASBは、一部改訂が行われた「財務報告のための概念フレームワーク」を公表した。しかし、これ以降、概念フレームワークの改訂作業の進展はなくなった。

IASBの「アジェンダ協議2011」に対するコメントレーターでは、IASBに対して概念フレームワーク・プロジェクトの再開を求める要請が多く寄せられた。そこで2012年にIASBは、単独で概念フレームワーク・プロジェクトを再開することを決定し、2013年7月にディスカッション・ペーパー「財務報告に関する概念フレームワークの見直し」（以下、DP（2013）とする）を公表した。

DP（2013）によれば、「アジェンダ協議2011」に対するコメント提出者は、財務業績の報告（OCIとリサイクルリングを含む）をIASBが扱うべき優先的なトピックとして識別していたという（DP, 8.3）。なぜならIASBでは、企業の業績の測定及び報告における純利益及びOCIの役割について明瞭性が欠けており、OCIが論争の多い事項の「ゴミ捨て場」と認識されてしまっていること、純利益とOCIとの間の相互関係が不明確である（特に、リサイクルリングの概念と、どのような場合にどのOCI項目をリサイクルリングすべきかについて）ことが指摘されているからである（DP, 8.4）。そして、2015年5月に公開草案「財務報告に関する概念フレームワーク」が公表されている（以下、公開草案とする）。

(1) DP（2013）の検討

DP (2013) は、財務諸表利用者が純損益すなわち純利益を有用な業績指標として見ていることを認識したうえで (DP, 8.19), 「概念フレームワーク」は純利益を合計または小計として要求すべきという予備的見解を示した (DP, 8.26)。そこで、DP (2013) は、純利益とリサイクリングの概念を維持するアプローチを提案した。

まず純利益について DP (2013) は、純利益を定義したり直接記述したりしようとはしていない (DP, 8.35)。純利益に含まれる項目は幅広いことから、純利益と OCI 項目との区別を、何を純利益に認識できるかではなく、OCI に認識できる項目の種類を記述することによって行おうとしたのである (DP, 8.35)。これは、純利益を原則的な区分 (default category) として扱うことを意味している (DP, 8.35)。

DP (2013) 公表後のコメント提出者の大部分は、純利益は企業の業績に関する主要な情報源であることに同意しており、純利益を概念フレームワークにおいて小計または合計として要求すべきだとした (IASB (2014), Agenda ref 10B, par. 1)。しかし、コメント提出者の大部分は、現行のまま概念フレームワークにおいて純利益を定義せずに、純利益を原則的な区分として取り扱うことには反対しており、IASB は、よりすぐれた純利益の定義と目的を記述すべきだとした。(IASB (2014), Agenda ref, 10I, par. 3)。

次に、OCI とリサイクリングについて 3 つのアプローチが提案され、アプローチ 1 はリサイクリングの禁止、アプローチ 2A は OCI に対する狭いアプローチ、アプローチ 2B は OCI に対する広いアプローチである。そのうえで、OCI 項目を橋渡し項目、ミスマッチのある再測定、一時的な再測定に分類した¹⁹⁾。

19) ・純損益における情報の基礎を、財政状態計算書で使用する測定とは異なる測定に置くためには、それら 2 つの測定値の間の差異の変動を橋渡し項目として OCI に表示する (DP, 8.56)。

IFRSではOCIを確定しないと純利益が確定しない仕組みとなっているため、DP（2013）では、OCI項目の種類を記述しようとしたのかもしれない。しかし、コメント提出者は、DP（2013）はこれら3つのOCI項目の種類について、明確な説明を行っていないとした。また、コメント提出者の大部分は、単に広い意味でのOCIを好み、OCIの使用の柔軟性を支持していた（IASB（2014）, Agenda ref, 10I, par. 3）。コメント提出者によれば、IASBはOCIに含められる項目の種類についての議論をする必要はないが、OCIの使用とすべてもしくはいくつかのOCI項目に対してリサイクルリングを行うことを支持した（IASB（2014）, Agenda ref, 10B, par. 1）。

コメント提出者による意見を受けて、IASBはスタッフに対し、DP（2013）においてOCIに認識できる項目の種類を記述するよりも、IASBがOCIを使用する場合のより高度な指針を開発するように指示した（IASB（2014）, Agenda ref, 10B, par. 24）。以下が公開草案公表に向けてのIASBの暫定的な決定である（IASB（2014）, Staff Paper, pp. 14-19）。

第一に、IASBが特定の基準において、収益及び費用の項目をOCIに含めることが、当期の企業の業績について主要な情報源として純利益の目的

・ ミスマッチのある再測定とは、場合によっては、ある収益または費用の項目が、資産、負債または過去のもしくは予定された取引の結び付いた集合体の一部分だけの影響を表していることがある。これが生じる可能性があるのは、その結び付いた集合体の中の項目の1つ（またはある項目の一部）が定期的に現在価値に再測定されていて、結び付きのある項目が再測定されないかまたは認識されるとしても後の時期まで認識されない場合である（DP, 8.62）。

・ 一時的な再測定とは、(a) 資産の実現または負債の決済が長期間にわたり行われる、(b) 当期の再測定が、資産または負債の保有期間にわたり、すべて元に戻るかまたは著しく変動する（いずれかの方向に）可能性が高い、(c) 当期の再測定の全部または一部をOCIに認識することにより、企業が自らの経済的資源に対して得たリターンの主要な指標としての純損益の目的適合性と理解可能性が高まる項目をいう（DP, 8.88）。

適合性を高めるという決定を行わないかぎり、すべての収益及び費用の項目は純利益に含めるべきである。ただし、反証可能な推定を含む。

第二に、反証が挙げられる1つの例は、ある測定基礎が財政状態計算書における資産及び負債の測定に適している、それとは別の測定基礎が純利益の測定に適している場合である。このような場合、生じる差額はOCIの中で報告されるだろう。

第三に、OCIに含められたすべての収益及び費用の項目は、純利益にリサイクリングされるべきである。ただし、反証可能な推定を含む。

反証可能な推定を含めたことは、すべてもしくはいくつかのOCI項目に対して、リサイクリングを行うべきというDP(2013)に対するコメント提出者の意見を反映していることにもなっている(IASB(2014), Agenda ref, 10B, par. 20)。

(2) 公開草案の検討

公開草案では、「財務業績に関する情報をより効率的かつ効果的に伝達するために、収益及び費用は財務業績の計算書において、(a)純損益計算書(これには純損益に係る小計または合計が含まれる)(b)その他の包括利益のいずれかに分類される」(par. 7.19)としている。そのうえで、「純損益計算書の目的を、(a)企業が当期中に自らの経済的資源に対して得たリターンを描写する。(b)将来キャッシュ・フローの見通しの評価及び企業の資源についての経営者の受託責任の評価に有用な情報を提供する」(par. 7.20)こととしている。したがって、「純損益計算書に含められる収益及び費用は、企業の当期の財務業績に関する情報の主要な源泉」(par. 7.21)となるのである。

公開草案では、すべての収益及びすべての費用が純損益計算書に含まれることになるという推定があるとし、この推定は、以下のものについては反証ができないとしている(par. 7.23)。

- (a) 歴史的な原価で測定される資産及び負債に関連する収益または費用
- (b) 現在価値で測定される資産及び負債に関連する収益または費用の構成部分のうち、区分して識別されていて、関連する資産及び負債を歴史的な原価で測定したならば生じるであろう種類のもの。例えば、利付資産が現在価値で測定され、金利収益が当該資産の帳簿価額の変動の構成部分の1つとして識別される場合は、その金利収益を純損益計算書に含めることが必要となる。(par. 7.23)

一方、すべての収益及びすべての費用が純損益計算書に記載されるという仮定が反証できるのは、下記の場合のみであるとしている (par. 7.24)。

- (a) 当該収益若しくは費用（またはその構成部分）が、現在価値で測定される資産または負債に関連するものであり、7. 23項 (b) に記述した種類のものではなく、かつ、
- (b) 当該収益若しくは費用（またはその構成部分）を純損益計算書から除外することが、当期の当該計算書の中の情報の目的適合性を高めることとなる。(par. 7.24)

これに該当する場合、当該収益若しくは費用（またはその構成部分）はOCIに含められることになるという (par. 7.24)。

このように、公開草案では、ある収益及び費用を、純損益計算書から除外することで、純損益計算書の目的適合性が高まるのであれば、ある収益及び費用は、OCI項目に含められることになるとしている。OCIに含められた項目のリサイクルリングについて公開草案では、「収益または費用がある期間においてその他の包括利益に含められる場合には、それが将来のどこかの期間において純損益計算書に振り替えられることになるという推定がある。この振替は、その将来の期間において純損益計算書に含められる情報の目的適合性が高まる時点で行われる」(par. 7.26) としている。そして、こうした推定が反証できる例として、以下のものを挙げている。

「振替が純損益計算書における情報の目的適合性を高めることとなる期間を識別するための明確な基礎がない場合である。そうした基礎を識別できない場合は、当該収益または費用をその他の包括利益に含めるべきではないことを示唆している可能性がある」(par. 7.27) という。

上述に示した、DP (2013) 公表後のコメント提出者の意見及び意見に基づく IASB の暫定的な決定が、公開草案に反映されている。主に公開草案では、反証できないものと反証できるものについて、言及している。

公開草案の公表にあたり、結論の根拠では、「OCI の使用に関する提案を開発する際に、IASB は、基準における OCI の現在の使用及び使用の提案を検討した。IASB は、OCI の使用のそれぞれに説明があるが、それらのケースのすべての基礎にある単一の概念的根拠はないことに留意している」(BC 7.35) という。したがって、「IASB は、『概念フレームワーク』において、どのような場合に収益または費用の項目を純損益計算書または OCI に含めるべきなのかを定義するかまたは精密に記述することは、実行可能ではなく適切でもないと判断した。その代わりに、IASB は、『概念フレームワーク』に、このトピック及び事後的な分類変更に関するハイレベルのガイダンスを記載することを提案している」(BC 7.36) という。

結論の根拠によれば、どのような項目を OCI 項目に含めるべきか否かを定める枠組みを定義することは、OCI 項目について単一の概念的根拠がないため、実行不可能であるとしている。このことは、前節で検討したように、IASB ではボトムラインの利益が包括利益であるため、リサイクリングが重要視されていないこと、個々の基準により、リサイクリングを行うかどうかの判断基準が示されているため、OCI 項目とリサイクリングをめぐる明確な枠組みが存在していないことにより、OCI 項目について単一の概念的根拠がないのである。また、IASB では利益の実現に重きを置いていないため、リサイクリングを行うかどうかの判断基準も、利益

の実現等が理由ではなく、リサイクリングを行うことで、目的適合性をもたらされるかどうかという基準になっているといえる。しかし、何をもって、目的適合性があるかどうかということは示されていない。

現行のIASBでは、概念フレームワークにおける財務諸表の構成要素として、純利益の定義づけは行われておらず、IAS第1号において、定義づけがなされている。しかも、IAS第1号における定義も計算式を示しているにすぎなかった。DP(2013)公表後におけるコメント提出者の大部分も、現行のまま概念フレームワークにおいて純利益を定義せずに、純利益を原則的な区分として取り扱うことには反対をしており、IASBは、よりすぐれた純利益の定義と目的を記述すべきだとした(IASB(2014), Agenda ref, 10I, par. 3)。

しかし、公開草案の結論の根拠において、「IASBは、純損益の堅牢かつ適切な定義は、『概念フレームワーク』では実行可能ではないであろう。」(BC 7.41)としている。IASBが概念フレームワークにおいて純利益の定義づけを行うことができないのは、IASBにおける純利益が、包括利益という枠組みの中の純利益であることに起因する。そのため、徳賀(2014)では、純利益に構成要素としての地位を得るためには、包括利益計算の途中経過ではない独立した意義を与える必要があると指摘している²⁰⁾。

2. 日本における修正国際基準(JMIS)の検討

日本では、すべてのOCI項目に対してリサイクリングを行うのに対して、IFRSでは、すべてのOCI項目に対してリサイクリングを行うわけではない。この考え方の違いは、どの利益を重視しているかということに起因していた。つまり、日本では純利益を重要視していることから、すべて

20) 徳賀(2014)13頁。

の OCI 項目にリサイクリングを行う。これに対して、IASB では、前節の検討から純利益を表示すべきであるという方向性に移行してはいるものの、その利益計算構造は、包括利益をボトムラインとする利益計算構造である。そのため、OCI 項目がすべてリサイクリングされるわけではない。公開草案においても、リサイクリングを行わない場合の例示が挙げられていた。

日本では、このように日本基準と IFRS とで明らかに会計における基本的な考え方が異なる場合には、日本において受け入れ可能か否かを判断したうえで、必要に応じて、一部の会計基準等を「削除または修正」するエンドースメント手続を導入している（II-6）。

2013年6月に企業会計審議会は「IFRS への対応のあり方に関する当面の方針」を公表した。「当面の方針」では、単一で高品質な国際基準の策定という目標を実現するために、我が国でも主体的に取り組む必要があるという基本的な考え方を示した。2014年7月には、修正国際基準公開草案が公表され、2015年6月に「企業会計基準委員会による修正会計基準第1号のれんの会計処理」及び「企業会計基準委員会による修正会計基準第2号その他の包括利益の会計処理」が公表された。本節では、「企業会計基準委員会による修正会計基準（Japan's Modified International Standards: JMIS）第2号その他の包括利益の会計処理」（以下、JMIS 第2号とする。）をとりあげる。

企業会計基準委員会は、「2013年6月に企業会計審議会により公表された「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」を受け、国際会計基準（IFRS）のエンドースメント手続を開始している。初度エンドースメント手続は、2012年12月31日現在で IASB により公表されている会計基準等を対象に実施された」（14項）としている。そして、「審議の結果、IFRS で定められている、その他の包括利益に計上した後に、純損益

に組替調整（リサイクリング処理）しない会計処理、いわゆるノンリサイクリング処理については、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と相違が大きいため、IASBにより公表されている会計基準等の規定に「削除または修正」を行うこととした」（15項）という。そこで、JMIS第2号では、OCIに含まれた項目をすべてリサイクリングする理由とし、以下の理由を挙げている（18項）。

第一に、リサイクリング処理を行う場合、全会計期間を通算した純損益の合計額とキャッシュ・フローの合計額は一致するが、ノンリサイクリング項目が生じると純損益に反映されないキャッシュ・フローが存在することとなり、純損益の性格が変質するとともに、純損益の総合的な業績指標としての有用性が低下すると考えられる。

第二に、包括利益は、投資の目的に応じたキャッシュ・フローの不確実性が残っている段階での測定値による純資産の単なる期間差額であるが、純損益は、投資の目的に応じて投資に企業の事業活動の成果に関する不確実性が十分に減少した時点での実際の成果情報を提供するものであると考えられる。

第三に、包括利益と純損益の相違は、一部の資産及び負債について貸借対照表で使用される測定基礎と純損益を算出するために使用される測定基礎との相違から生じるものであり、本質的には時期の相違と考えられる。リサイクリング処理を行うことにより、概念上、全会計期間を通算した純損益の合計額は、全会計期間を通算した包括利益の合計額と等しくなる。

第四に、受託責任の観点からもリサイクリング処理が必要であると考えている。受託責任の観点からは、純損益は包括的であるべきであり、たとえ一部の取引または事象が非反復的と考えられる場合であっても、経営者の能力の評価に影響が生じるため、純損益に含められるべきであると考えられる。

このように、日本がすべての OCI 項目にリサイクリングを行うことを主張しているのは、「日本における会計基準に係る基本的な考え方には、企業の総合的な業績指標としての当期純利益の有用性を保つこと」(II-10) が含まれているからである。リサイクリングは、業績指標としての純利益の有用性を保つために必要な会計処理である。

おわりに

リサイクリングをめぐる問題は、利益の見方と密接に関わる。OCI 項目のリサイクリング処理は、収益費用観に基づく純利益を前提とした計算体系であるがゆえに、必要な処理であった。期間損益として純利益を表示するのであれば、収益及び費用は必ず一度、純利益に含められる必要がある。そのためには、リサイクリング処理が重要となる。そのことが、業績指標としての純利益の有用性を保つことにつながる所以であった。

一方、ボトムラインの利益が包括利益であるならば、リサイクリングを行う必要はない。なぜなら、リサイクリング処理は純利益を利益として重要視している場合に必要処理だからである。よって、IFRS では、包括利益を重要視していることから、ノンリサイクリング処理が存在することになる。しかし、IFRS では、包括利益算定の過程で純利益の算定を行っている。純利益の算定を行うのであれば、OCI 項目はすべてリサイクリングされる必要がある。

リサイクリングの会計的意味は、包括利益算定の過程で、中間区分として純利益を測定・表示しようとするところにある。期間損益として純利益を表示するのであれば、収益及び費用は必ず一度、純利益に含められる必要があることから、OCI 項目にリサイクリングを行うべきである。ただし、IFRS において算定される純利益は、資産負債観に基づく包括利益という枠組みの中の純利益である。そのため、OCI 項目すべてにリサイク

リングを行ったとしても、収益費用観におけるところの純利益とは同質ではないことに留意する必要がある。

現行のIASBでは、どのような項目をOCI項目に含めるべきか否かを決める枠組みを定義することは、OCI項目について単一の概念的根拠がないため、実行不可能であるとしている。IASBでは利益の実現に重きを置いていないため、リサイクルリングを行うかどうかの判断基準も、利益の実現等が理由ではなく、リサイクルリングを行うことで、目的適合性をもたらされるかどうかという基準になっている。しかし、何をもって、目的適合性があるかどうかということは示されていない。このように、リサイクルリングをめぐる議論は、概念的根拠の確立がなされていない部分も多いため、今後の動向に注目したい。

参考文献

- 赤城論士（2007）「業績報告をめぐる展開と課題」『明大商學論叢』明治大学商学研究所 第89巻 第2号，241-259頁。
- 秋葉賢一（2013）「包括利益と当期純利益の調整—IFRSにおけるリサイクルリングの意味と意義—」『早稲田商學』早稲田商学同攻会 第434号 早稲田商学同攻会編，381-410頁。
- 石川純治（2013）「情報開示，利益計算，包括利益(2)『その他の包括利益』の出所と現代会計」『駒沢大学経済学論集』第45巻 第2号 駒澤大学経済学会，3-24頁。
- 河合由佳理（2010）『包括利益と国際会計基準』同文館出版。
- 菊谷正人（2013）「アカデミック・フォーサイト：一歩先行く学者の視点『その他の包括利益』の会計処理に関する理論的考察」『会計・監査ジャーナル』第25巻 第11号，67-74頁。
- 企業会計基準委員会（2004）『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』。
- 企業会計基準委員会（2012）企業会計基準第25号『包括利益の表示に関する会計基準』。
- 企業会計基準委員会（2008）企業会計基準第10号『金融商品に関する会計基準』。
- 企業会計基準委員会（2014）『修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって公表される会計基準）』の公表にあたって。

- 企業会計基準委員会（2015）『企業会計基準委員会による修正会計基準第2号その他の包括利益の会計処理』。
- 北村敬子（2007）「論壇 利益概念と割引計算」『企業会計』第59巻 第6号，772-778頁。
- 武田隆二（2004）「利益の業績指標性と分配可能性」『企業会計』第56巻 第1号，18-25頁。
- 徳賀芳弘（2014）「座談会 当期純利益（純損益）をめぐる最近の議論」『季刊 会計基準』第47号 第一法規，8-33頁。
- 藤井秀樹（2006）「業績報告と利益概念の展開」京都大学ワーキングペーパー J-48。
- 万代勝信（2004）「財務報告の役割の再考」『JICPA ジャーナル』第16巻 第1号，50-55頁。
- 向伊知郎（2014）「包括利益の範囲の拡大と当期純利益への期待の拡大：IASB および日本の検討に焦点を当てて」『経営管理研究所紀要』第21号 愛知学院大学経営管理研究所，85-94頁。
- 山田辰巳（2014a）「その他の包括利益とリサイクリング（上）」『税経通信』第69巻 第6号，158-175頁。
- 山田辰巳（2014b）「その他の包括利益とリサイクリング（中）」『税経通信』第69巻 第7号，146-161頁。
- G4 + 1 (1998) "Reporting Financial Performance : Current Developments and Future Directions," G4 + 1 Special Report FASB.
- G4 + 1 (1999) "Reporting Financial Performance : A Proposed Approach," G4 + 1 Position Report FASB.
- IASB (2013) "A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting," Discussion Paper.
- IASB (2013) Conceptual Framework for Financial Reporting (IFRS 財団編，企業会計基準委員会，財務会計基準機構監訳 (2013) 『国際財務報告基準』中央経済社).
- IASB (2015) "Conceptual Framework for Financial Reporting," Exposure Draft.
- IASB (2015) "Conceptual Framework for Financial Reporting," Basis for Conclusions.
- IASB (2013) "Presentation of Financial Statements," IAS1 (IFRS 財団編，企業会計基準委員会，財務会計基準機構監訳 (2013) 『国際財務報告基準』中央経済社).
- IASB (2014) Staff Paper IASB Agenda ref 10 I March.
- IASB (2014) Staff Paper IASB Agenda ref 10 M March.
- IASB (2014) Staff Paper IASB Agenda ref 10 B June.
- IASB (2014) Staff paper Effect of Board redeliberations on DP A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting July 2014.